

# 布川事件における桜井証言の談話分析

大河原 眞美

## Discourse Analysis of a False Confession of the Fukawa Case

Mami HIRAIKE OKAWARA

### 要 旨

足利事件、氷見事件、志武志事件、東電OL殺人事件、松本サリン事件など、最近明らかになった冤罪事件が多い中、布川事件は、再審無罪まで戦後最長の44年間を要した事件として特筆すべき冤罪事件である。

本稿では、布川事件の被告人であった桜井昌司氏の供述調書について言語学の談話分析を行って、裁判官の判断を誤らせた言語的特徴を論じた。具体的には、桜井氏が最初に自白した司法警察員面前調書(員面調書)と、自白否認後に再度自白した検察官面前調書(検面調書)を取上げ、検面調書を一つの談話と捉えて員面調書の比較から質的に分析した。

警察官と異なって検事は、起訴を念頭において取調べをしている。そのため、調書も裁判官を意識して書いている。調書の構成、適宜な会話文の挿入と用意周到に書かれている。あくまでも桜井氏に「語り」をさせているが、裁判官が聞いておきたい箇所を検事の質問として登場させて、臨場感のある談話となっていることが明らかになった。

### Summary

This paper takes up a wrongful conviction case known as the Fukawa case. The two defendants of the case, Shoji Sakurai and Takao Sugiyama, were given life imprisonment for their conviction of a murder-robbery, mainly based on the strength of confessions and eyewitness accounts. Two confession statements were taken from Sakurai's 28 records of confessions. One is his first confession statement with a policeman and the other is his second confession with a prosecutor.

Sakurai made the first confession under the interrogation of a policeman on 15 October 1967. However, on 13 November 1967 Sakurai retracted his confession with a prosecutor of

the branch of the District Public Prosecutors' Office where Sakurai was being investigated. A veteran prosecutor was then called from the head prosecutor office to the local office to investigate Sakurai. After that Sakurai made the second confession with the veteran prosecutor on 19 December 1967.

In this paper I have compared these two confessions, the policeman's record of the confession statement and that of the prosecutor's record, using the discourse analysis. The policeman wrote the content of the interrogation in chronological order for the record of the crime, using a narrative style. On the other hand, the prosecutor underlined the fairness of his way of interrogation, with an effective use of questions and answers. It became evident that the prosecutor wrote the record of investigation to be aware of a judge's judgment. As the confession played a critical role in the judgment in the Fukawa case, the prosecutor's way of writing might have had a crucial impact on the judgment.

## I. はじめに

無実の人を犯人にしたる冤罪事件は、足利事件、氷見事件、志武志事件、東電OL殺人事件、松本サリン事件など、最近明らかになったものだけでも枚挙に暇がない。この中で、布川事件は、再審無罪まで戦後最長の44年間を要した事件として特筆すべき冤罪事件である。

冤罪の原因として、取調べが密室状況にあることが指摘されている<sup>1)</sup>。布川事件も自白調書が有罪判決の決定的な要素となっていた。日本でも裁判員裁判の導入を契機として取調べの可視化の取組みが始められるようになったが、布川事件が起きた1960年代の日本では、取調べの可視化という概念そのものが存在しなかった。布川事件の有罪判決のもう一つの決定的な要素に目撃者の誤った証言がある。目撃者の証言のあやふさについても、近年、心理学からの研究が盛んである<sup>2)</sup>が、1967年当時は、目撃者の証言は信頼性が高いと考えられていた。

本稿では、布川事件の被告人であった桜井昌司氏の供述調書について言語学の談話分析を行って、裁判官の判断を誤らせた言語的特徴を論じる。本稿で分析した供述調書は、桜井氏が最初に自白した司法警察員面前調書（員面調書）と、自白否認後に再度自白した検察官面前調書（検面調書）である。具体的には、検面調書を一つの談話と捉えて員面調書の比較から質的に分析する。談話分析には、書かれたものの分析（記述分析）、話されたものの分析（会話分析）、身振り手振り（非言語分析）がある。供述調書は、被疑者が話したことを捜査官（警察官・検察官）が被疑者の供述を記録して書きとった（録取した）書面で、話し手（被疑者）と書き手（捜査官）が異なるために、供述調書が自白を認めた書面であれば、法律的には任意性が、言語学的には真の作者の特定が重要な論点となる。

自白調書の分析には、被疑者がうそをつく理由、うそに落ちていく心理などについて心理学が

らの研究<sup>3)</sup>がある。日本の自白調書は、イギリスのように被疑者の自白を逐語的に書きとった書面という前提はない。捜査官が書取り、それを被疑者に読み聞かせ、内容に修正があれば修正の機会を与え、内容に異議がなければ署名指印をする。逐語的な書取りでなくとも、署名指印があれば、裁判官は被疑者が認めたという解釈をする。よって、自白調書の言語的特徴が捜査官の言語的特徴（レジスター）であるからといって、被疑者でなく捜査官が作成した内容であるという主張は説得力に欠く。そのため、本稿では、捜査官特有の職業的な言語的特徴の分析に焦点をあてるのではなく、検察官と警察官のそれぞれの取調べ調書を比較して、判決に照らして、裁判官の心証に与えた内容面から質的に分析する。

## Ⅱ. 取調べ調書の言語分析研究

### (1) 法言語学研究的の発端

取調べ調書、特に自白調書の談話分析は、法言語学の設定の発端となった分野である。エヴァンズ事件もベントレー事件も1950年前後のイギリスで起きた冤罪事件である。被告人の自白が有力証拠となったが、その自白の話し手は、被告人ではなく捜査官であったことを言語的特徴から検証した研究である。

#### ①エヴァンズ事件<sup>4)</sup>

1949年にティモシー・エヴァンズは妻と乳児を殺害したとして逮捕された。自白調書があったため、死刑判決が執行され絞首刑となった。事件後15年もたっていたが、エヴァンズの遺族が言語学者のスヴァートヴィック (Svartvik) にエヴァンズの自白調書の分析を依頼した。スヴァートヴィックは、一般に書かれたり話されたりしていることばを大規模に集積したコーパスという概念を用いて、その分析を行った。スヴァートヴィックの年代はまだコンピューターの時代ではなかったので、分析対象の言語資料は自白調書の分析であった。調書には、くだけた話し言葉 (エヴァンズ) と的確なことば (警察官) の二つのスタイルがあることを明らかにして、自白調書の信憑性が低いという分析結果を公表した。

#### ②ベントレー事件<sup>5)</sup>

1952年にベントレー (当時19歳) とクレイグ (当時16歳) が押込み強盗に入ろうとしたところを警察官と撃ち合いになり、クレイグが発砲した銃弾が警察官にあたり、その警察官は死んだという事件があった。クレイグは18歳未満だったので死刑判決を免れた。ベントレーは銃も所持せず発砲もしていなかったが、共同正犯と認定され、成人であったため死刑判決が下され、絞首刑が執行された。

言語学者のクーワード (Coulthard) は、ベントレーの死刑執行後のほぼ40年後、遺族の求め

によりベントレーの自白調書の談話分析を行った。調書には警察官特有の職業的な言語特徴(thenの使用頻度と使用場所)<sup>6)</sup>が見られ、IQが低く実質的に読み書きが出来ないベントレーの供述を書き取ったものではないことを明らかにした。

#### 【thenの使用頻度】

ベントレーの自白調書の総語数582語中にthenが10語使用されている。クータードは、その使用頻度の高さを捜査官のレジスターによるものと考えて、一般人と警察官の証言のコーパスを作成して証明した。

#### 【thenの使用場所】

ベントレーの自白調書の総語数582語中にthenの使用場所が「主語+then+動詞」であるものが7回ある。クータードは、一般人のthenの使用場所は「then+主語+動詞」が多く、「主語+then+動詞」は捜査官のレジスターであることを一般人と警察官の証言のコーパスから証明した。

### (2) 近年の研究動向

近年の取調べ調書研究は、エヴァンズ事件やベントレー事件のように死刑執行後10年、20年後に分析を行うようなことはなくなった。近年の研究として、自白調書が陪審員に与える影響についての研究<sup>7)</sup>がある。調書分析研究では、調書は、被疑者の独白→独白に関する質疑応答→書面の作成の三段階を経ており<sup>8)</sup>、三段階目の書面作成の時点では、捜査機関のことばとなっていることが指摘されている。また、調書のことばは、被疑者の生の声とはかけ離れており、違った言葉で表された違った声明であるとしている<sup>9)</sup>。逐語的な書取りが前提の国でも、話し言葉が書き言葉になった時点で、別の言語体系になってしまうことが指摘されている。それは、捜査機関のことばにしかすぎないのである<sup>10)</sup>。録音や録画が公正に行われていることをチェックする体制が整ってきているので、露骨な改竄の検証の研究から、捜査官の巧妙な操作や無意識の操作を検証する研究になってきている。

日本の場合は、調書は、捜査官の書いた書面であり、それを被疑者が署名指印しているため、イギリスのようにthenの使用頻度や使用場所などの文面の言語学特徴から捜査官の影響を断言することは困難である。よって、本稿では、調書を談話として分析することによって、書き方の効果性から論じる。

## Ⅲ. 布川事件の概要

### (1) 事件現場の状況<sup>11)</sup>

1967年8月30日に、茨城県北相馬郡利根町布川で、玉村象天氏(当時62歳)が自宅で殺害さ

れているのが発見された。玉村氏は、本業は大工であったが、非公式に副業的に金貸しもしており、一人暮らしであった。玉村氏に大工仕事を頼みに来た人が、庭に玉村氏の自転車が置いてあるのに、呼びかけても玉村氏から返事がないので変に思って家の中に入って、殺害されている玉村氏を発見した。警察は、現場検証後、盗られたものを正確に特定できなかったようであるが、玉村氏が普段使っている白い財布がなかったため、白い財布が盗られたものということになった。

警察の検証記録によると、玉村氏宅の現場状況は下記である。

- ①玄関と窓は施錠されていたが、勝手口は少しだけ開いていた。
- ②トイレの窓が開き、木の棧が2本外されて外に落ちていた。
- ③8畳間と4畳間の仕切りの2枚のガラス引戸が4畳間の方に倒れており、割れたガラスの破片が散乱していた。
- ④8畳間の押入れの前の床板が壊れており、そのV字型に落ち込んだところに玉村氏が倒れていた。
- ⑤玉村氏は、両足をタオルとワイシャツで縛られ、口の中にはパンツが押し込まれた上、首にもパンツが巻きつけられて窒息死していた。
- ⑥室内には、寝具や衣類などが散乱し、ロッカーや机の引出しやタンス等には物色された跡が見られた。
- ⑦8畳間と4畳間の蛍光灯は点灯していた。
- ⑧指紋は、合計43点が採取されたが、犯人に結びつくものはなかった。

## (2) 事件直前の状況

警察の聞き取り調査によると、玉村氏は、8月28日午後6時半頃に大工の仕事を終え、工事代金の回収に別の家に行き、午後7時半頃に自宅に戻ったと推定された。また、検屍結果から、死亡推定時刻は、午後7時から11時頃であった。

## (3) 捜査方針

警察に、午後7時半から8時半頃、二人の男が玉村氏宅の付近にいたという目撃証言が入った。一人は、玉村氏宅の上がり間口に、もう一人は家の外の壁の方において、一人は長身とのことであった。警察は、この二人連れの男性が犯人だと推定して捜査を進めた。利根町、布佐町、竜ヶ崎市の一部までに亘って、前科者、素行不良者、玉村氏から金を借りている者、総勢180名前後の捜査を行った。この中で明確なアリバイのない者は、桜井昌司氏と杉山卓男の2名で、杉山氏は長身であった。

警察は、10月10日に桜井氏をズボン1本の窃盗容疑で逮捕し、10月16日に杉山氏を暴力容疑で逮捕した。桜井氏、杉山氏は、取調べで自白をした。

#### (4) 公判

公判では、桜井氏と杉山氏は、自白は、捜査官が事実を否認すれば死刑になるが認めれば死刑を免れると言ったので、捜査官の誘導するままに供述したものと主張して全面否認した。1970年10月6日、水戸地方裁判所土浦支部では、両氏は、無期懲役の判決を受けた。東京高裁に控訴したが、1973年12月20日、控訴は棄却された。最高裁に上告したが、1978年7月3日、上告が棄却され、無期懲役が確定した。桜井氏と杉山氏は、29年間服役した後、1996年11月に仮釈放となった。2009年に再審が開始された。2011年5月24日に、水戸地方裁判所土浦支部で無罪判決が出された。

#### (5) 冤罪の原因

有罪判決の根拠となったものは、桜井氏と杉山氏の自白と両氏を犯行時刻に見たという目撃証言だけだった。自白の内容からの犯行行動を事件現場の状況から辿るには不自然な点があり、取調べ時の録音テープには編集の跡が見られ、自白が強要されたことを窺わせる要素であった。検察庁が、再審で開示した証拠には、桜井氏と杉山氏の無罪を証明するための重要な証拠がいくつかあった。しかし、これらの証拠は、確定審で開示されていなかった。録音テープの場合、編集の跡があるためか、検察庁は、確定審では録音テープは不存在としていた。犯行時刻に桜井氏と杉山氏ではない人物を見たという目撃証言もあったが、検察庁は開示していなかった。事件現場で発見された毛髪8本のうち、3本は玉村氏のものであるが、残りの5本は桜井氏と杉山氏の物ではなかったが、これも開示されていなかった。

#### (6) 一審判決

水戸地方裁判所土浦支部の判決には、自白の信用性について、信用するのに十分と判断している<sup>13)</sup>。その理由に該当する箇所は、判決の「訴訟関係人の主張に対する判断」(3)であるが、別件逮捕関連の(2)にも、自白の信用性に関する裁判官の心証と解釈できる箇所がある。これらを合わせると、理由として下記の6つがある。

- ①取調官には、別件逮捕の意図がなく、窃盗事件や暴力行為事件で逮捕した時に余罪の有無を尋ねると、被告人が自ら進んで任意に強盗殺人事件について自ら進んで話した。
- ②取調べ時に、強制、拷問、脅迫を受けた形跡が全く認められない。
- ③長期間の勾留後ではなく、身柄拘束された比較的早い時期に自白している。
- ④捜査官の供述を見ると、自白を強要するような取調べをした事実が認められない。
- ⑤桜井氏と杉山氏の自白調書は具体的であり詳細である。
- ⑥桜井氏と杉山氏の自白調書の内容は他の証人の証言と合致する。

取調べ段階の録音テープが証拠として開示されていないなか、裁判官は、捜査官が提出した書面でもって判断し、捜査官提出の証拠を信用性があると判断したのである。

## IV. 自白調書の談話分析

桜井氏の供述調書は28件ある。この中から、自白をした2件の供述調書を分析対象に選んだ。桜井氏は、早瀬警部補の取調べの1967年10月15日に最初の自白をした。しかし、水戸地検土浦支部の有元検事の1967年11月13日の取調べでは自白を撤回して否認した。すると、水戸地検本庁から吉田検事が派遣された。1967年12月19日の吉田検事の取調べで、桜井氏は否認を撤回して、再び自白した。

起訴状を作成する検察官は、裁判官の判断を意識して供述調書を作成する。布川事件では、自白調書が判決理由で重要な判断材料となっていたので、検察官の調書の書き方が裁判官の判断に影響を与えた可能性が考えられる。そこで、早瀬警部補の取調べの供述調書と吉田検事の取調べの供述調書を談話分析の観点から比較して、検察官調書の言語的効果について考察する。最初に二つの調書の共通点について分析し、次に相違点について検証する。

### (1) 共通点

警察官と検察官の各調書の語彙数はほぼ同じで、同程度の長さのテキストである。早瀬警部補作成の調書は6,567語で、吉田検事作成の調書は6,715語である。各調書の冒頭部分も、調書が被疑者の任意の供述である旨が、日付等以外は同一の文書となっている。また、終わりの部分は、両調書には調書の内容に謝りのないことを確認する旨の同一の文言が使用されている。

#### ①早瀬警部補調書の冒頭部分

右の者に対する強盗殺人被疑事件につき、昭和四十二年十月十五日取手警察署において、本職は、あらかじめ被疑者に対し自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げて取り調べたところ、任意次のとおり供述した。

#### ②吉田検事調書の冒頭部分

右の者に対する強盗殺人被疑事件につき、昭和四二年一二月一九日取手警察署において、本職は、あらかじめ被疑者に対し自己の意志に反して供述をする必要がない旨を告げて取り調べたところ、任意次のとおり供述した。

#### ③早瀬・吉田両調書の最終部分

右のとおり録取して読み聞かせたところ誤りのないことを申し立て署名指印した。

警察官も検事も、冒頭部分では被疑者の任意の供述であること、終わりの部分では捜査官作成

調書の内容に被疑者が同意していることを文面で明らかにして、調書の正当性を明確にしている。

## (2) 相違点

### ①早瀬警部補作成調書

早瀬警部補作成の調書では、冒頭の任意の供述である旨を述べた後に、桜井氏は、出身地、学歴、前科の有無、公務員歴の有無、家族構成、資産について、順番をふって、回答という形で答えている。早瀬警部補の質問はすべて省略されている。

- 一、出生地は、栃木県塩谷村東房番地不詳です。
- 二、教育は、竜ヶ崎第一高校学校一年中退であります。
- 三、前科は、ありません。

悪いことをしたのは、昭和三十八年頃オートバイを無免許で運転して取手警察署で調べを受け、土浦検察庁で調べられたことがあります。

- 四、官公職に突いたことはありません。

- 五、家族は、

父 武男 五十二歳

母 りつ 五十二歳

兄 賢司 二十四歳

妹 知子 十八歳

の四人で、父は毎日東京に通ってビル清掃をやっており、母は毎日東京へ行商に行っています。

賢司は中野南口前バー花園にバーテンをやっております。知子は北区田端の加藤商店に店員をしており、姉良子二十六才は

千葉県印旛郡栄町南

藤ヶ崎 清次

方に嫁に行っています。

- 六、資産は、私の物は何にもありません。父名義の十坪位の木造平屋が一棟あるだけです。

資産の後に、「七」の「経歴」で杉山氏と知り合うまでの桜井氏の職歴を中心とした経歴について独白という形式で述べている。「八」では、犯行を簡潔に認めた箇所となっている。

- 八、今回私は利根町大房の

杉山卓男 二十一歳と

ふたりで昭和四十二年八月二十八日の午後九時頃、利根町布川の

大工 玉村象天 六十歳位の家に金を貸り（原文のまま）に行つて、もうれてしまい（原文のまま）、杉山とふたりで象天さんを殺して金を奪つてきました。

そのことに就いて私は悪いことをしたと気がつきましたからそのことについて正直に申し上げます。

以降は、九から四十四まで犯行について述べている。この犯行部分は、供述調書全体の85.8%（7373字／8595字）を占めている。犯行部分は、犯行前、犯行、犯行後の三段階から構成されている。

早瀬警部補作成の調書は、独白型で、時系列の構成である。早瀬警部補が質問して桜井氏が回答するという質疑応答の箇所はない。

## ②吉田検事作成の調書

吉田検事作成の調書は、同業の検察官から見ると「心に染みる優れた調書で、時間をかけて練つて書かれた調書」である<sup>14)</sup>。調書は、独白と質疑応答の混合型になっている。質問（問）は、14箇所あり、それに対する回答（答）が14箇所ある。質問は、効果を狙つて挿入されている。検事作成の調書も、桜井氏の独白であるが、検事が強調したい箇所のみ検事が質問をし、桜井氏はその質問に対して検事が求める回答をするという形式になっている。

桜井氏は、早瀬警部補の取調べで自白をしたが、有元検事の取調べでは自白を撤回している。吉田検事は、桜井氏から再び自白を引き出したが、この二度目の自白について裁判官が信用性がないと判断するのを防ぐために、裁判官が聞きたいことから桜井氏に語らせた。桜井氏の任意性を印象づけるために、検事の質問に答えるという形をとらず、下記の「一」では、桜井氏から語り始めさせている。調書の導入部分として極めて効果的である。

「問」の箇所では、吉田検事は、「君が真実を話すというなら」と書いて、桜井氏の否認が嘘であることを強調している。

一、きのう一晩考えさせてもらつて、いつまでもこうしてやらないと言つては何の利益にもならないと思ひましたから、すっかりお話しします。そしてあとはもうすっかりさせます。

問 では、まず君が真実を話すというなら事件を起した日に

杉 山 卓 男

と出会つたところから話してもらいたいのだが。

吉田検事の51文字からなる「問」に対して、桜井氏は、2,790字からなる長い「答」を出している。下記の364字はその最初の部分である。桜井氏は玉村氏を殺害していないため、また、犯

行現場付近にもいなかったため、犯行状況について詳細に語れない箇所がある。それについて、「記憶にないのです」「ような気がしないのです」としている。しかし、犯罪の行為において重要な日にちについては、「事件を起こしたその日が今年の八月二八日の晩であることには間違いないのです」と明確にしてある。さらに、桜井氏の語りから裁判官がイメージを持ちやすいように会話のやりとり「おう、どこへ行って来たのか」も挿入して、臨場感を出している。

答 杉山とその日に会った場所は栄橋を渡った布川側の橋のたもとでした。時刻は午後七時二〇分頃発の北方回りと立崎回りのどちらも竜ヶ崎行のバス二台が停っていたので、その発車時刻前でした。

杉山にそこで会うには、自分是我孫子駅午後六時四七分発の下り列車に乗り、七時五分に布佐駅について、下りたあと歩いて栄橋に出て橋を渡って来ているのですが、その日に限って駅を下りてから杉山に会うまでの途中の事がどうしても記憶にないのです。

自分はその間知った者に出会ったような気がしないのです。

事件を起したその日が今年の八月二八日の晩であることには間違いないのです。

杉山に出会った時の模様は橋のたもとの停留所のところで杉山から

おう、どこへ行って来たのか。

と声をかけられたのでした。

それでその場で杉山と口をきき一緒になって、それからの行動が一緒になったのです。

下記の会話は、桜井氏と杉山氏のやりとりであるが、方言的な言い回し（見っぺ、見っか）を出して、裁判官がイメージを持てるような臨場感のある書き方である。

もう一ぺん行って見っぺ。

と杉山から言い出され

どっちみちだめだ。

と言ったら

いや絶対大丈夫だから行って見っぺ。

というので、今度は杉山が聞きに行くと思って

じゃあ行って見っか。

と言ったら…

以降、桜井氏の犯行直前、犯行時、犯行後の行動についての語りが続く。吉田検事は、適宜、語りの流れを整理をするような形の質問をして、調書の理解を促進させている。

和夫の家の手前あたりで杉山が

貸さないと言ったらヤキだなあ。

と半分笑ったような様子で私に言いました。

この点警察の調書では

ぶっとぼしても借りてやっから。

と書いてありますが、杉山はそんなには言っていないのです。

自分はまさかと思ってだまっていたんですが、これは杉山が何とかして金を借りるのかと思ったのです。

問 まさかとは何か。

答 ヤキ入れることでぶっとぼすことでした。

問 何とかして金を借りるのかと思ったとは何か。

答 杉山は自分の家を持っているし、そんなものでも担保に入れて金を借りるのかと思ったのです。

問 家を担保に入れるほどの大金を借りると思ったのか。

答 いや、まさか家まで担保に入れるのではなくて、家にあるテレビとかそんなものを考えました。

九つ目の質問で、吉田検事は、自白の撤回の理由を尋ねている。その理由として、桜井氏に死刑になるのが怖くなり否認したと説明させている。その他に共犯者の杉山からも「(犯罪を認めないで) 頑張れ」と人を通して言われた、8月28日のアリバイが勘違いである旨を調書で述べている。一方、桜井氏は、8月28日のアリバイと拘置所の中で杉山氏が(取調べで自白を強要されても) 頑張れと人を通して言ったことについては事実だと述べている<sup>15)</sup>。しかし、吉田検事は、桜井氏の主張しているアリバイについては、それを抹消せずに勘違いとして処理した。さらに、杉山氏の励まし発言の存在については自白の撤回理由として使っている。

問 君はそれが事実なら、なぜ一旦警察の調べで自供しながら否認を始めたのか。

答 大きな原因はこれで死刑をくうことは怖いと思ったからです。確かなことは、こんな事をやったんだから死刑になっちゃう。だから何とかしようと考えたからでした。違うと言ったら嘘になります。そう思っているところへ、土浦の拘置所へ移されて三日目頃の朝の運動の時間に、何人かいたので誰に言われたかはっきりしませんが

共犯が何と言っているか聞いてやるから。

と言われ、それから二日位後に、これもたよりない話ですが、私に伝えてくれたのが誰であったかそれがはっきりしないが

共犯はやっていないから頑張れと言っているから。

と聞かされ、その気になってしまい、どうしてもおれは二八日の晩は高田馬場の養老の滝の店にいた、そのあと兄の部屋に行き兄の働いているバーに行って飲んだ、そのあと部屋に戻ってから隣のアパートの女の部屋から缶詰を盗んだ、それが同じ日だと思いこんでしまい、俺にはアリバイがあるという気になって、それを言い続けてきたのです。他に理由はありません。

拘置所というところは初めて入り、前からあそこは新入りいじめをすると聞いていたからびくびくして落ち着かなかったのです。そんな気持ちでいた折に、共犯はやっていないから頑張れと言われたのです。

次に吉田検事は、最初の自白の否認後、再度自白する気になった理由を語らせている。裁判官が聞くであろうという質問を想定して、吉田検事が尋ね、桜井氏が答えている。桜井氏の回答は、自分のアリバイが嘘であること、「正義」「真実」という言葉を並べて再度の自白する背景を説明している。実際は厳しい取調べであったが、「検事さんの調べが五日目」「自分の考える時間をもらったのでよかった」と吉田検事の取調べを肯定的に評価する語りをさせている。最後に、自白が自分の心の奥深くから出た堅固なものであることを「気持ちの整理ができて静かに考えることができました」「自分の気持ちがぐらぐらしません」と表現し、自白の否認で迷惑をかけたことと反省の弁も入れている。

問 では、再び事実を白状する気になった理由は

答 自分の喋った高田馬場の養老の滝の店にいたと言いだしたことは、自分という人間が二人いないと出来ない事だと検事さんに言われ、また検事さんに言われた正義という言葉が頭に残って真実というものが判ったから事実をお話する気になりました。今日で検事さんの調べが五日目になりますが、自分の考える時間をもらったのでよかった。気持ちの整理ができて静かに考えることができました。もう自分の気持ちはぐらぐらしません。これ以上お手数はかけません。

吉田検事の次の問いは、自分の取調べの評価である。吉田検事は、取調べが強行なものでなかったことを証明するために、自分の取調べについて不満があるかを尋ねている。その答えとして、時間をかけた丁寧な取調べだったという肯定的な評価を語らせている。取調べについて強要の疑いを払拭するために、「君は私が怖いと言ったことがあるが」と尋ね、桜井氏に否定させている。さらに、桜井氏に「嘘をつかせない力を感じたのです」と語らせて、吉田検事の取調べが被疑者の心に訴える取調べだったので、被疑者の桜井氏は自分の嘘を認めざるをえなかったということでもまとめている。しかし、実際は、吉田検事の取調べは過酷を極め、犯行の否認を一切受け付け

なかったと言う。<sup>16)</sup>

問 私の調べに不満や文句があるか。

答 ありません。ゆっくり時間をかけて調べてもらってよかったと思っています。

問 君は私か怖いと言ったことがあるが。

答 怖いというのは言葉が適切でないのでも表現ができませんでしたが、怖さではありません。

問 君は私には嘘もつけないと言ったが。

答 検事さんには嘘をつかせない力を感じたのです。

吉田検事の取調べの評価のあと、コーダというべき終局部をつけて調書を終えている。余韻の残る形となっている。これ以降は、署名指印である。

問 君は今一番頭の中に何を考えているのか。

答 これから先の事です。裁判を通り越して刑務所に入ってから事です。人間は生まれた以上どこまで勉強し才能があるか、自分の限界を試してみたいと思っています。それから家の事です。これから先両親がどうして行くか気になります。

### (3) まとめ

早瀬警部補作成の調書は、犯行について、時系列に沿って記録形式で作成して、それを桜井氏に語らせている。一方、吉田検事の調書は、桜井氏の自白の撤回後の今回の自白が、吉田検事の丁寧な取調べによることを強調している。桜井氏の自白が真実のものであることに疑いをもたせない語りの調書となっている。裁判官は、判決で「公判調書中の証人吉田賢治（本件について捜査し公訴を提起した検事）の供述部分によれば、捜査官においてそのような取調べをした事実のみとめられない」として、吉田検事による桜井氏の自白調書に信用性があると判断したのである。

## V. おわりに

取調べは密室で行われるので。録音や録画がなければ自白を強要する取調べが行われたか否かを検証することは困難である。日本の場合は、取調べ調書は、捜査官が取り調べ内容を要約し、それを読み聞かせ被疑者・被告人の署名指印があるから、被疑者・被告人の供述であるとされている。しかし、布川事件の場合、被疑者は、不適切な取調べによってやっていない犯行の自供をしてしまったのである。

警察官と異なって検事は、起訴を念頭において取調べをしている。そのため、調書も裁判官を

意識して書いている。吉田検事の調書も、調書の構成、適宜な会話文の挿入、終局部分（コード）で閉じるなどと用意周到に書かれている。あくまでも桜井氏に「語り」をさせているが、裁判官が聞いておきたい箇所を検事の質問として登場させて、臨場感のある談話となっている。

取調べ調書は、このような洗練された談話であることを求められている文書ではない。被疑者が犯行を行ったかを捜査し記録するものである。正確な記録を担保するためにも取調べの全面可視化は必要である。裁判員制度の導入で裁判員の自白の任意性を正しく理解できるようにと、検察庁では2006年から取調べ過程の一部の録音・録画を始めた。また、2010年9月には、冤罪事件である郵便不正事件における大阪地検特捜部主任検事の証拠改竄が明らかになった。検察庁も取調べの全面可視化にむけて積極的に取り組むことが求められている。

（おおかわら まみ・高崎経済大学地域政策学部教授）

#### 謝辞：

本研究にあたっては、平成24年度高崎経済大学特別研究助成金Bを頂きました。心から謝意を表します。布川事件の供述調書の入手について吉野晶弁護士にお世話になりました。また、検察官出身である関夕三郎弁護士には、捜査官の供述調書の作成の背景についていろいろご教示頂きました。感謝申し上げます。

#### 注

- 1) 詳細は、浜田寿美男『取調室の心理』（平凡社新書、2004年）、指宿信『被疑者取調べと録画制度』（商事法務、2010年）、日本弁護士連合会＝編集協力・指宿信編『取調べの可視化へ！』（日本評論社、2011年）などを参照されたい。
- 2) 詳細は、渡部保夫監修、一瀬敬一郎・巖島行雄・仲真紀子・浜田寿美男編著『目撃証言の研究』（北大路書房、2001年）、高木光太郎『証言の心理学』（中公新書、2006年）などを参照されたい。
- 3) 浜田寿美男『自白の心理学』（岩波新書、2001年）。
- 4) Svartvik, J. (1968) *The Evans Statement: A Case for Forensic Linguistics*, Göteborg: University of Gothenburg Press.
- 5) Coulthard, M. (1994) On the use of corpora in the analysis of forensic linguistic, *Forensic Linguistics* 1 (1): 27-43.
- 6) クールタードの分析を日本語で紹介したものに、大河原眞美「裁判のことば」橋内武・堀田秀吾編『法と言語』（くろしお出版、2012年）がある。
- 7) Wrightsman, L. and S. Kassin (1993) *Confessions in the Courtroom*, Sage Publications.
- 8) Rock, F. (2001) The genesis of a witness statement, *Forensic Linguistics*, 8(2):44-72.
- 9) Bakhtin, M. (1981) *The Dialogic Imagination: Four Essays*, M. Jolquist (ed.), trns. C. Emerson and M. Holquist, University of Texas Press.
- 10) Linell, P and Jonsson, L (1991) Suspect stories: perspective setting in an asymmetrical situation, in I. Markova and K. Foppa (eds) *Asymmetries in Dialogue*, Hemel Hempstead: Harvester Wheatsheaf, 75-100.
- 11) 布川事件のホームページ『ざ・布川』（<http://www.fureai.or.jp/~takuo/fukawajiken/>）。
- 12) 水戸地方裁判所土浦支部 1970年（昭和45年）10月6日判決、昭和42年わ224号、同225号、同255号、同43年わ1号、同2号。
- 13) 判決の「訴訟関係人の主張に対する判断」の（2）と（3）の引用である。  
（2）いわゆる別件逮捕については、捜査機関が、当初から本来の事件について被疑者を取調べる意図ないし勾留状の発布を得るに足る証拠資料が存しないため、ことさらに余罪である他の事件について逮捕状ないし勾留状の発布を得て被疑者の身柄を確保し、これを利用して本来の事件の取調べをしたとするならば、それは、逮捕の理由となった犯罪を明示する令状によらなければ逮捕されないことを保障した憲法33条および拘禁の理由を直ちに告げられることを保障した同法34条に違反する違法な見込捜査というほかなく、右違法拘禁によって得られた被疑者の供述調書は、その証拠能力の有無について十分な検討がなされなければならない場合があるというべきである。  
これを本件についてみるのに、第22回公判調書中の証人久保木輝雄、同大木伝、第23回公判調書中の同森井喜六、同早瀬四郎、第24回公判調書中の同早瀬四郎、同深沢武、同富田直七、の各供述部分および本件勾留に関する記録を総合すれば、本件においては捜査官は当初から強盗殺人事件について取調べる意図ないし目的はなく、被告人桜井は昭和42年10月10日窃盗事件の嫌疑によって逮捕され取調べ中同月15日に、また被告人杉山は同月16日暴力行為等処罰二関スル法律違反の嫌疑で取調べ中翌17日に、捜査官がその余罪の有無を問い質したところ、いずれも自らすすんで任意に本件強盗殺人事件について自白をしたものであり、その結果捜査官は右自白に基づき捜査をしたうえで、いずれも同月19日

## 布川事件における桜井証言の談話分析

強盗殺人罪について新たに逮捕状の発布を得て同月23日にこれを執行し、同月25日勾留状の発布を得て同日これを執行し、以後これに基づいて取調べを継続したことが認められるので、本件においては、いわゆる別件逮捕による違法捜査は行われなかったものというべきである。

(3) 被告人両名の各供述調書の任意性および信用性については、本件全記録によっても、捜査段階において両被告人に対し強制、拷問もしくは脅迫が行われた形跡は全く認められず、かつ、前記(2)記載のとおり、被告人の各自白は身柄拘束を受けたのち日ならずしてなされたものであるから、不当に長く抑留もしくは拘禁された後の自白ということもできない。そこで取調べに際し捜査官により、なんらかの利益誘導が行われたか否かについてみるのに、被告人両名は、捜査官が事実を否認すれば死刑になるがこれを認めれば死刑を免れるといったので、捜査官の誘導するままに供述した旨を、本件公判期日において述べている。しかし前記(2)記載の各公判調書中の証人の供述部分および第22回公判調書中の証人吉田賢治(本件について捜査し公訴を提起した検事)の供述部分によれば、捜査官においてそのような取調べをした事実はみとめられないので、これと対比して被告人両名の右供述部分は信用することができない。また、被告人両名の各自白調書の供述内容は具体的かつ詳細であるばかりでなく、犯行前後の模様につき前記2の(1)記載の各証人の供述部分に合致するほか、第5回公判調書中の証人根岸千代子、同沢部くに、同藤後昭子、同市川恵造、同蛭原寅吉、同酒巻ふく、同大貫哲男の各供述部分、小貫俊明の検察官に対する供述調書の記載などにも合致するものであって、いずれも信用するに十分である。

14) 関夕三郎弁護士のコメント(2012年10月22日)。

15) 「冤罪と裁判員制度を考える市民集会」群馬弁護士会主催(2009年12月6日)における桜井氏のコメント。

16) 「冤罪と裁判員制度を考える市民集会」群馬弁護士会主催(2009年12月6日)における桜井氏のコメント。